

議 案 書

令 和 7 年 6 月

第 2 回 定 例 会

(後 送 分)

松 山 市

目次

議案番号	件名	議決結果	ページ
議案 7 1	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について		1

議案第 7 1 号

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例（昭和 2 2 年 6 月 2 4 日制定）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「1 0, 8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「1 2, 8 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「1 1, 3 0 0 円」を「1 2, 8 0 0 円」に改め、同表開票管理者の項中「1 0, 8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「1 0, 9 0 0 円」を「1 2, 4 0 0 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9, 6 0 0 円」を「1 0, 9 0 0 円」に改め、同表不在者投票所の投票立会人の項中「1 0, 9 0 0 円」を「1 2, 4 0 0 円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8, 9 0 0 円」を「1 0, 1 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 0 号）の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙から適用する。

（提案理由）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額を引き上げるため、本案を提出する。